

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例（案）の提案について

2017年12月1日
日本共産党東京都議会議員団

1. 提案理由

都議会議員の期末手当は「東京都議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に規定があります。しかし、その支給割合については、「職員の給与に関する条例」の支給割合を引用しているため、「東京都議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」を改定しなくても、職員の期末手当の支給割合が上がる
と議員の期末手当の支給割合も上がることとなります。今回の引き上げ対象は、
勤勉手当であり、議員に勤勉手当はふさわしくありません。

国民の所得が伸び悩んでいるうえに消費税や社会保険料などの負担増が続いている中で、議員の期末手当が上がることになってしまいます。

したがって、議員の期末手当の支給割合を現行通りで据え置くために、条例案を提出します。

一昨年
の第4回定例会、昨年
の第1回定例会、第4回定例会でも同様の条例提案をしていますので、期末手当据え置き条例は4回目です。

よって、議員の期末手当を据え置くことを提案するものです。

2. 条例案の内容

- 議員の期末手当の支給割合を現行の100分の95に据え置くものです。

3. 影響額

- 全体で15,063,876円です。

以上

期末手当の影響額

2017年12月1日
日本共産党東京都議会議員団

	報酬月額 (2割削減)	加算率加えると (25%+20%)	0.1ヶ月分
議長	1,016,800円	1,474,360円	147,436円
副議長	917,600円	1,330,520円	133,052円
委員長	847,200円	1,228,440円	122,844円
副委員長	832,000円	1,206,400円	120,640円
議員	817,600円	1,185,520円	118,552円

※ 期末手当については、報酬月額に指定職給料表の適用を受ける者（議員）は、100分の25と100分の20を加算することになっている。

※ 年間で0.1ヶ月分の増額となる。今回は12月で1年分の支給となるので、0.1ヶ月分を支給することになる。

【合計影響額】

147,436円+133,052円+122,844円×13人+120,640円×13人+118,552円×98人
=147,436円+133,052円+1,596,972円+1,568,320円+11,618,096円
=15,063,876円

以上